

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所
岩手県下閉伊郡岩泉町門字名目入17
小野新建設株式会社

2. 指名停止措置期間
平成28年11月25日から平成29年 2月 2日まで（10週間）

3. 指名停止措置の範囲
東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要

小野新建設株式会社は、東北地方整備局三陸国道事務所発注の工事において建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と政令で定める軽微な建設工事の範囲（500万円）を超えて下請契約を締結した。このことが同法第28条第1項第6号に該当するとして、平成28年9月7日に建設業許可部局である岩手県知事から10日間の営業停止処分を受けた。

あわせて、同法第19条第1項に定める事項を記載した請負契約書を当事者相互に交付せずに下請契約を締結した。このことが同法第28条第1項に該当するとして同日に指示処分を受けたため。

5. 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第13号（建設業法違反行為）に該当し、契約相手方として不適当と認められるため、本件については10週間指名停止措置とするものである。

〈工事請負契約指名停止等措置要領〉

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 当該部局が管轄する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

問い合わせ先
東北森林管理局
秋田県秋田市中通5-9-16
総務企画部 経理課長 白戸 副康 電話018-836-2070